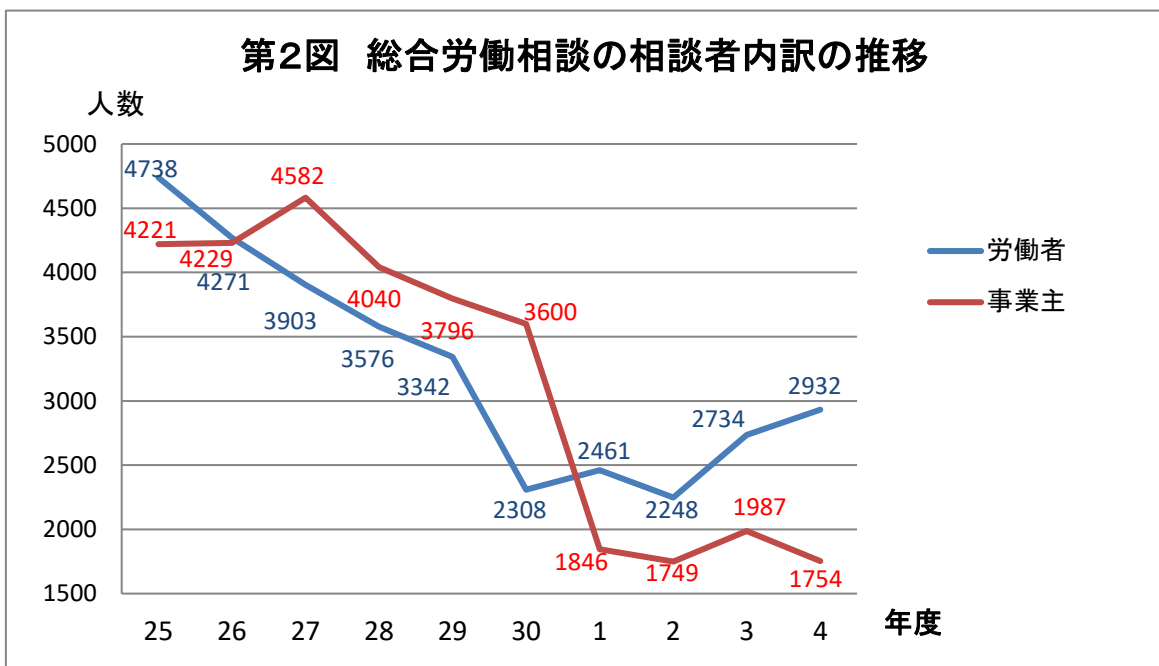
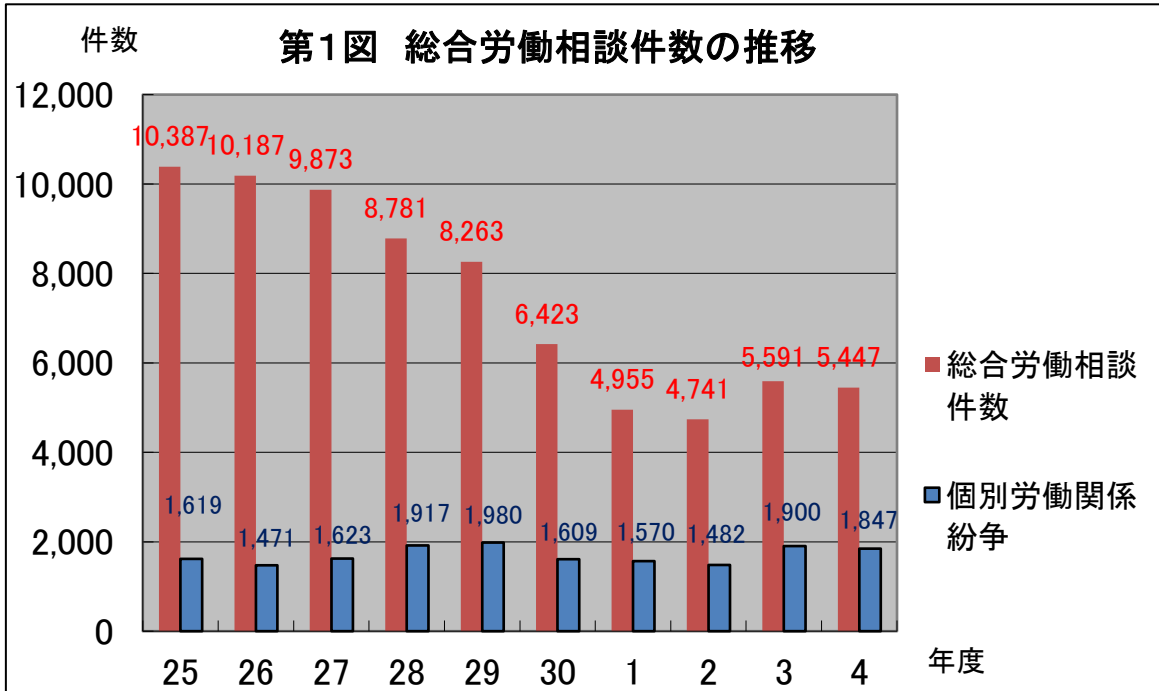
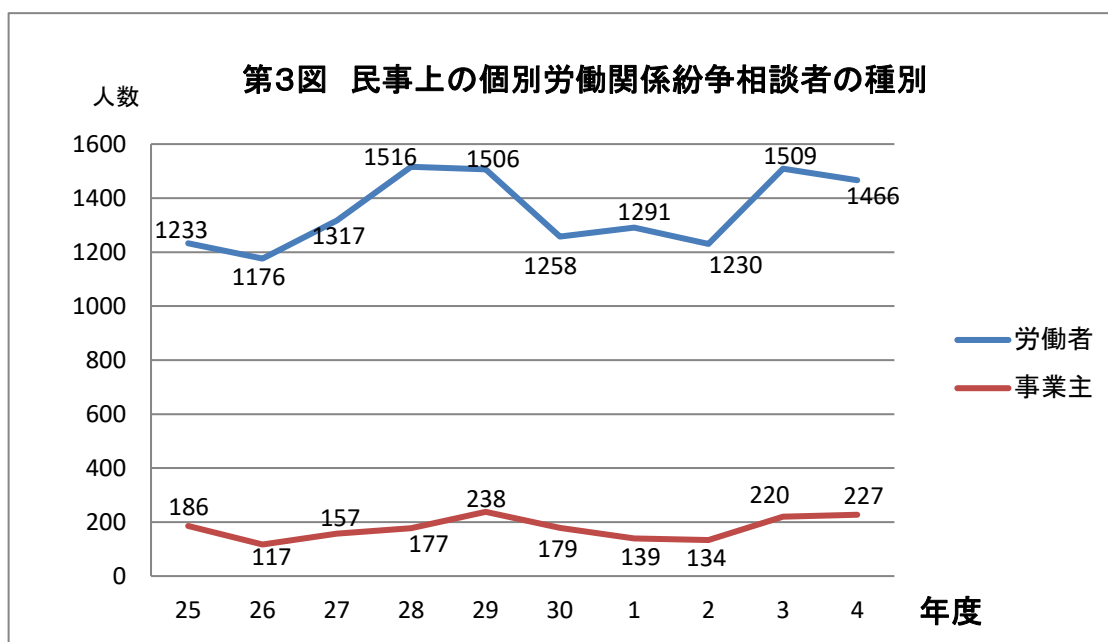


徳島労働局における個別労働紛争解決制度の運用状況推移

1 総合労働相談件数（相談コーナー等窓口での相談総数）及び民事上の個別労働関係紛争に関する相談件数について





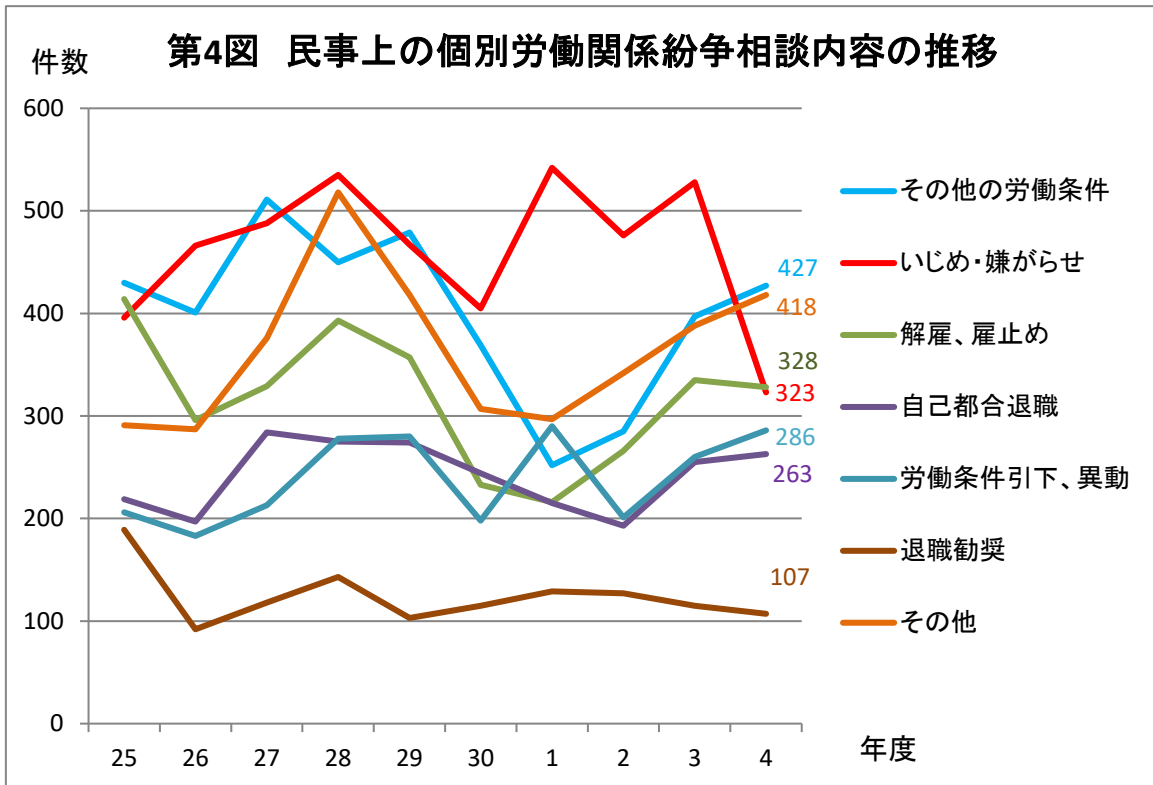
2 民事上の個別労働関係紛争相談内容に関する相談内容について

(表) 民事上の個別労働紛争の内訳における相談の増減状況

紛争の内容	年度	30	1	2	3	4
「その他の労働条件」(懲戒処分、昇給・昇格を含む)に関する相談	件数	369	252	285	397	427
	割合(%)	19.7	12.9	15.1	17.4	19.8
「いじめ・嫌がらせ」に関する相談	件数	405	542	476	528	323
	割合(%)	21.6	27.9	25.2	23.2	15.0
「解雇・雇止め」に関する相談	件数	233	216	266	335	328
	割合(%)	12.5	11.1	14.1	14.7	15.2
「解雇」(「雇止め」を除いたもの)	件数	174	156	224	267	265
	割合(%)	9.3	8.0	11.9	11.7	12.3
「自己都合退職」に関する相談	件数	244	215	193	255	263
	割合(%)	13.0	11.0	10.2	11.2	12.2
「労働条件の引下げ、異動(出向、配置転換)」に関する相談	件数	198	290	201	260	286
	割合(%)	10.6	14.9	10.6	11.4	13.3
「退職勧奨」に関する相談	件数	115	129	127	115	107
	割合(%)	6.1	6.6	6.7	5.0	5.0
「その他」に関する相談	件数	307	297	342	388	418
	割合(%)	16.4	15.3	18.1	17.0	19.4
内訳延べ合計	件数	1,871	1,941	1,890	2,278	2,152

割合(%) = 件数 / 民事上の個別労働紛争の内訳の合計数 × 100

「民事上の個別労働紛争の内訳」の合計数は、1回の相談において複数の内容にまたがる相談が行われた場合には、複数の相談内容をそれぞれ件数として計上しているものであり、これを母数として上記(表)の割合を算出している。なお、「その他」に関する相談とは、「採用内定取消、募集・採用、定年・年齢差別、雇用管理改善、労働契約の承継、教育訓練、人事評価、賠償、その他」に関するものである。



※ 令和2年6月の労働施策総合推進法の一部施行に伴い、大企業の職場におけるパワーハラスメントに関する相談は同法の対象となったため、以降の大企業の職場におけるパワーハラスメントに関する紛争は、民事上の個別労働関係紛争のいじめ・嫌がらせに計上していない。（中小企業も適用対象となる同法の全面施行は令和4年4月1日である。）

<参考>

同法に関する相談件数（法令・制度の内容等に係る問い合わせ等を含む総数。）：518件（前年：178件）

3 助言・指導及びあっせんの受付状況

